

令和8年4月17日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社 SpikE
長野県長野市大字南長野南石堂町 1261 番地 6
明光ビル 2 階

2 指名停止期間

令和8年4月17日 ～ 令和8年5月16日（1ヵ月）

3 指名停止の理由

株式会社 SpikE は、大井川治山センターと令和8年2月26日に契約した「1号物件オフィス家具」において、3月における調達先からの当該物品の仕入れ見込みを誤った結果、履行期限までの納入が困難となったため、履行不能を理由として契約解除を申し出た。これにより同所長は令和8年3月11日付けで契約の解除を行った。

このことが、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 林野庁「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：総務企画部専門官（契約適正化担当）